工事中における環境保全措置

環境項目		大気質				騒音		振動	悪臭	水質	低質	水生生物	陸生生物	水生植物	生態系	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等	温室効果ガス等
環境要素		窒素酸化物	浮遊粒子状物質	硫黄酸化物	粉じん等	建設作業騒音	道路交通騒音	道路交通振動	悪臭の程度	土砂による水の濁り	底質	動物プランクトン、付着動物、底生生物、魚卵・稚仔魚、魚介類	鳥類	植物プランクトン、付着植物	地域を特徴づける生態系	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	二酸化炭素等
1	建設機械の使用にあたっては、排出ガス対策型建設機械の採用を指導する。	○	○															
2	建設機械の使用にあたっては、低騒音型建設機械の採用を指導する。					○												
3	建設機械の高負荷運転を極力避けるよう指導する。	○	○	○		○												
4	作業船の主燃料である重油については、重油類の中で二酸化炭素の排出が少ない良質なA重油を使用する。			○														○
5	工事用資材等の搬出入に係る車両台数の平準化を図り、ピーク時の車両台数の低減に努める。	○	○				○	○										
6	新設滑走路の埋立材は、海上輸送とすることにより、羽田空港周辺道路を通行する資材搬入車両台数の低減に努める。	○	○				○	○										
7	建設資材の輸送をできるだけ海上輸送とすることにより、羽田空港周辺道路を通行する資材搬入車両台数の低減に努める。	○	○				○	○										
8	新設滑走路の造成工事に係る工事関係者は、海上から船舶により輸送し、羽田空港周辺道路を通行する通勤車両台数の低減に努める。	○	○				○	○										
9	工事関係者は可能な限り鉄道、通勤バス等を利用し、通勤車両台数の低減に努める。	○	○				○	○										○
10	車両のアイドリングストップ等を行うよう指導する。	○	○				○											
11	掘削残土及びコンクリート塊は、可能な限り場内で利用し、空港外への搬出車両台数の低減に努める。	○	○				○	○										○
12	掘削時や埋立後の土砂への散水を適宜行う。				○													
13	掘削残土及びコンクリート塊は保管場所を決めて仮置きし、適宜シート掛け・散水等を行う。				○													
14	建設設備の粉じん防止対策については、必要に応じて、カバー掛け、囲い、集じん機等を取付ける。				○													
15	工事区域内の工事用道路については、適宜、整地、転圧及び散水を行う。				○													
16	工事区域から公道へ乗り入れる際には、工事車両は必要に応じて、タイヤ洗浄を行う。				○													
17	公道を通行する資材運搬車両のうち、粉じん等飛散の恐れがある場合には、荷台のシート掛けを行う。				○													
18	浚渫時及び土砂の投入時においては、浚渫土の気中露出時間の短縮を図る。								○							○		
19	浚渫土の土運船待機場所については、風向き等の気象条件に配慮する。								○							○		
20	桟橋等の防蝕対策として耐海水性ステンレス鋼ライニングの採用や、ジャケットの斜材及び水平材を水中に設置することにより、塗装面積を減らす。		○															
21	桟橋等の上部工については、桁全体をカバープレートで覆い、カバープレート内部に除湿空間を形成することにより、内部の重ね塗り及び塗替え作業の回数を減らす。		○															
22	国際線地区の工事区域の外周には仮囲いを設ける。				○													
23	浚渫時及び土砂の投入時において、汚濁防止枠や、濁りを極力発生させない作業船（トレミー船等）を使用する。									○	○	○	○	○	○	○		
24	新設滑走路の造成工事にあたっては、護岸の概成後に埋立て工事を実施する。									○	○	○	○	○	○	○		
25	護岸等で区域を締め切った後に発生する余水は沈殿池において必要な処理を行い排水基準を遵守して放流する。									○	○	○	○	○	○	○		
26	使用する型枠については、施工上可能な範囲で鋼製型枠を使用し、木製型枠の使用を抑制する。																○	
27	廃棄物の適正な取り扱い等について、関係者に周知徹底するとともに、廃棄物の内容や処理方法を把握し、計画通りに処理されているかを確認する。廃棄物の処理委託は、許可条件を確認した上で、処理業者に委託する。																○	
28	建設副産物は、発生抑制、分別を徹底し、特定建設資材廃棄物（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目）は再資源化施設に搬入し、再資源化に努める。																○	
29	一般廃棄物については、排出抑制及び有効利用に努め、分別排出を徹底するとともに、適正に処理する。																○	
30	新設滑走路の建設工事に伴い発生する建設発生土については、可能な限り用地造成の埋立材として利用する。																○	
31	工事区域内の工事用道路において、再資源化された材料をできる限り利用する。																○	
32	本事業以外から発生する公共建設発生土については、搬入方法、工事工程に支障がなく、発生量及び性状等の条件を満足し、環境上の問題がない場合、埋立材として利用する。																○	
33	大気質に配慮した作業の徹底については、車両のアイドリングストップ等を行うよう指導する。また、建設機械の高負荷運転を極力避けるよう指導する。																	○
34	施工可能な範囲で環境配慮型セメントを使用する。																	○